第六十八条の十五の六第三項第六号から第八号までを削り、同項第九号を同項第六号とし、同項第十号を削り、同項第十一号中「中小連結法人比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額」に、「中小連結親法人」を「連結親法人」に、「には当該」を「にはこれらの」に改め、同号を同項第七号とし、同項に次の四号を加える。

八　国内雇用者　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の使用人（当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該連結親法人又はその連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該連結親法人又はその連結子法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

九　雇用者給与等支給額　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

十　比較雇用者給与等支給額　連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（ロにおいて「前連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合　当該前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）

ロ　前連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。）　その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額

十一　控除対象雇用者給与等支給増加額　中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該中小連結親法人又はその連結子法人の雇用者給与等支給額から当該中小連結親法人又はその連結子法人の比較雇用者給与等支給額を減算した金額（当該金額が当該中小連結親法人又はその連結子法人の適用年度の調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

第六十八条の十五の六第五項中「雇用者給与等支給額の合計額から比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額又は控除対象雇用者給与等支給額の合計額及び継続雇用者比較給与等支給額の合計額又は控除対象雇用者給与等支給額の合計額」に改め、「並びに継続雇用者給与等支給額の合計額及び継続雇用者比較給与等支給額の合計額」を削り、「当該控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額又は控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額」に改め、同条第六項中「比較雇用者給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額又は比較雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額又は比較雇用者給与等支給額」に改める。

第六十八条の十五の七を次のように改める。

第六十八条の十五の七　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項に規定する認定事業適応事業者であるもの（以下この条においてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。）が、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて実施される同法第二十一条の二十八第二項に規定する情報技術事業適応（以下この条において「情報技術事業適応」という。）の用に供するために特定ソフトウエア（政令で定めるソフトウエアをいう。以下この項及び第四項において同じ。）の新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。以下この条において同じ。）を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエアの利用するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究（第六十八条の九第八項第一号イ(1)に規定する試験研究又は同号イ(2)に規定する政令で定める試験研究をいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるもの（第四項において「産業試験研究用資産」という。）を除く。以下この項において「情報技術事業適応設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第三項、第四項及び第六項において同じ。）は、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該情報技術事業適応設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該情報技術事業適応設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該情報技術事業適応設備の取得価額（情報技術事業適応の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用を支出するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額の合計額（以下この条において「対象資産合計額」という。）が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　認定連結親法人又はその認定連結子法人が、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した日を含む連結事業年度（第五項において「支出年度」という。）のその支出した費用に係る繰延資産（以下この項において「事業適応繰延資産」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業適応繰延資産の繰延資産普通償却限度額（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。）と特別償却限度額（当該事業適応繰延資産の額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該事業適応繰延資産の額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、産業競争力強化法第二十一条の十六第一項に規定する認定事業適応事業者（その同条第二項に規定する認定事業適応計画（同法第二十一条の十三第二項第三号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。以下この項及び第六項において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）に当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従つて行う同号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応（以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。）のための措置として同法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備又は同条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備（以下この条において「生産工程効率化等設備等」という。）を導入する旨の記載があるものに限る。第六項において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者」という。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内